

【新旧対照表】MyJCB 利用者規定の主な改定箇所

改定前	改定後
大型法人カード使用者向け特則	大型法人カード使用者向け特則
第2条 本規定の変更	第2条 本規定の変更
2. 本規定第2条第1項を以下のとおりに変更します。 「1. 利用登録を行うことができる者は、カード使用者とします。ただし、以下の場合は利用登録できないものとします。	2. 本規定第2条第1項を以下のとおりに変更します。 「1. 利用登録を行うことができる者は、カード使用者とします。」<以降削除>
(1) 法人会員が両社所定の JCB 法人カード WEB サービス利用手続きを行っていない場合	<削除>
(2) 法人会員がカード使用者の本サービスの利用を制限する届け出を両社にした場合」	<削除>
3. 本規定第4条第1項を以下のとおりに変更します。 「1. 両社の提供する本サービスの内容は、以下のとおりとします。 (1) カード発行会社が提供する、ご利用代金明細照会 (2) JCB の提供する、①J/Secure(TM)、②メール配信、③その他のサービス (3) 両社の提供する、①属性照会、②その他のサービス (4) その他両社所定のサービス」	3. 本規定第4条第1項を以下のとおりに変更します。 「1. 両社の提供する本サービスの内容は、以下のとおりとします。 <u>ただし、(1)のサービスは、法人会員が両社所定の JCB 法人カードステーション利用規定または JCB 法人カード WEB サービス規定に基づき、当該規定に定めるサービスの利用登録を行っていない場合は利用できないものとします。</u> (1) カード発行会社が提供する、ご利用代金明細照会 (2) JCB の提供する、①J/Secure(TM)、②メール配信、③その他のサービス (3) 両社の提供する、①属性照会、②その他のサービス (4) その他両社所定のサービス」
第3条 本規定の追加	<削除>
本規定第10条に以下の号を追加します。	<削除>

【新旧対照表】MyJCB 利用者規定の主な改定箇所

改定前	改定後
「(7) 法人会員が両社所定の JCB 法人カード WEB サービス利用の解約を届け出た場合」	<削除>
「(8) 法人会員がカード使用者の本サービスの利用を制限することを両社所定の方法により届け出した場合」	<削除>